

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月13日

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【電話番号】 03-5405-0228

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 三井住友・ワールド・バランス・ファンド
券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 1,000億円を上限とします。
券の金額】**

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・ワールド・バランス・ファンド

（愛称として「リブラ（LIBRA）」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入る有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「リブラ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成24年12月14日から平成25年12月19日まで

(繰上償還の実施について)

当ファンドは、受益権の口数が信託約款の繰上償還に関する規定の5億口を下回っている状態が長期間継続しており、今後もファンド残高の回復が見込み難いとの判断から、信託約款の規定に従い、信託契約を解約し、信託を終了させる予定です。

法令および信託約款の規定に従い、平成24年12月17日から平成25年1月21日までの期間、上記繰上償還に対する異議申立てを受け付けており、異議申立ての受益権の合計口数が、平成24年12月17日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、平成25年2月26日をもって繰上償還を行います。

なお、平成24年12月14日以降に、当ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、異議を申し立てることはできません。

繰上償還が成立した場合、取得申込みは、平成25年2月22日までとなります。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数) に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6) の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業

務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、国内株式マザーファンド（D号）、外国株式マザーファンド（D号）、国内債券マザーファンド（D号）、外国債券マザーファンド（A号）（以下、総称してマザーファンドといいます。）を組み入れることにより、実質的に内外の株式および公社債に投資し、中長期的に信託財産の安定した成長を目指した運用を行います。なお、内外の株式および公社債に直接投資することもできます。

ロ 長期的な投資環境予測に基づき設計したS A A（Strategic Asset Allocation）をベンチマークとし、ベンチマークの資産比率を基準として、各マザーファンド受益証券へ投資します。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）	目論見書または信託約款において、適時に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不 動 産 投 信
追 加 型		そ の 他 資 産
	内 外	()
		資 産 複 合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グ ローバル (日本を含む)		
一 般	年 2 回	日 本		
大 型 株	年 4 回	北 米		
中 小 型 株	年6回(隔月)	欧 州	ファミリーファンド	あ り (適時ヘッジ)
債 券	年12回(毎月)	ア ジ ア		
一 般	日 々	オ セ ア ニ ア		
公 債	そ の 他	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
社 債	()	ア フ リ カ		
その他債券		中 近 東 (中 東)		
クレジット属性		エ マ ー ジ ン グ		
()				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債 券)資産配分固定型))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成11年9月20日 信託契約締結、設定、運用開始。

(設定時の委託会社は三井海上アセットマネジメント株式会社)

平成13年10月1日 「三井海上グローバル・バランス・オープン」から「三井住友海上グローバル・バランス・オープン」に名称を変更。

- 平成14年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「三井住友海上グローバル・バランス・オープン」から「三井住友・ワールド・バランス・ファンド」に名称を変更。
- 平成23年4月28日 投資対象とするマザーファンドの一部の入替えを実施（「外国債券マザーファンド（D号）」から「外国債券マザーファンド（A号）」に変更）。

（3）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

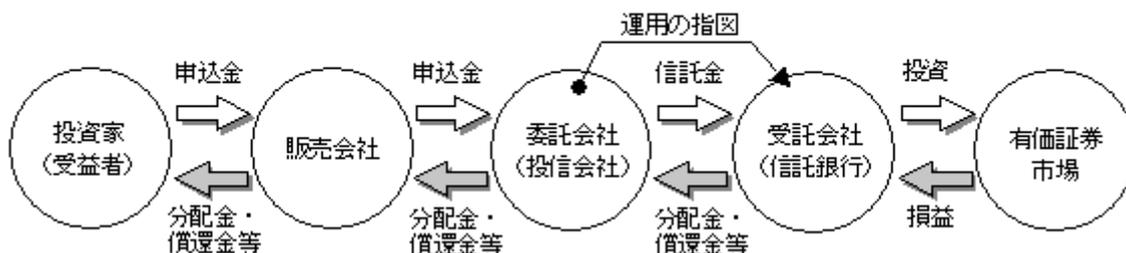
（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

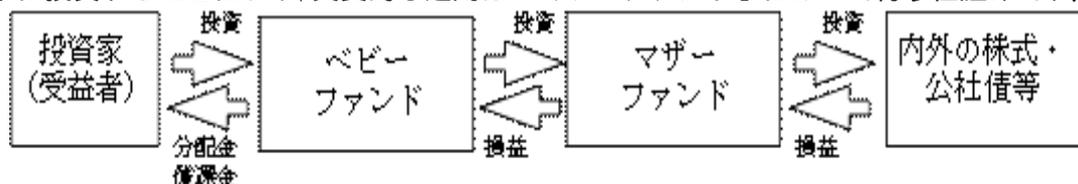
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成24年10月31日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（八）大株主の状況

（平成24年10月31日現在）

名称	住所	所有株式数	比率（％）
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンドを組み入れることにより、実質的に内外の株式および公社債に投資し、中長期的に信託財産の安定した成長を目指した運用を行います。

なお、このほか内外の株式および公社債に直接投資することもできます。

ロ 投資態度

（イ）長期的な投資環境予測に基づき設計したS A A（Strategic Asset Allocation）をベンチマークとし、ベンチマークの資産構成比率を基準として、各マザーファンド受益証券へ投資します。

・ S A Aとは、委託会社が、年金運用型の安定した投資成果を目指して資産配分を独自に設計した複合ベンチマークです。

・ S A Aの資産構成は、国内株式26%、国内公社債38%、外国株式15%、外国公社債16%、短期金融資産5%ですが、長期的な投資環境予測の見直しにより、各資産の構成比率は変更されることがあります。

・ S A Aは、長期的な投資環境予測に基づき、安定した運用成果を目指すために設計した複合ベンチマークですが、当該ベンチマークは事前に一定の投資成果を保証するものではありません。

ベンチマークとはファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドの運用成果そのものを表すものではありません。したがって、当ファンド（および当ファンドが投資対象とする各マザーファンド）は、特定の有価証券指数等への投資成果の連動を目指すインデックスファンドではありません。

（ロ）さらに、短期的な市場予測に基づき、定期的に各マザーファンド受益証券への投資配分比率を一定範囲で弾力的に変更することにより、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

短期的な投資環境予測に基づく戦略的投資配分の範囲は、各資産ともS A Aの基本構成比率±10%以内を基本としますが、各資産の実質組入比率は当ファンド投資制限の範囲内に制限されます。

(八) 各マザーファンド受益証券への投資により実質的に保有する外貨建資産の範囲内で弾力的に対円での為替ヘッジを行い、為替リスクの効率的な回避を目指します。ただし、各マザーファンドで行う対円での為替ヘッジと当ファンドで行う対円での為替ヘッジの合計は、当ファンドの実質組入外貨建純資産額を超えないものとします。

為替予約に関する取引についてはヘッジ目的以外にも行うことがあります。

したがって、当ファンドにおける実質外貨建資産における通貨配分と資産配分が異なることがあります。

資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

《ファンドの特色》

1. 長期的な投資環境予測に基づき設計したS A A (Strategic Asset Allocation) をベンチマークとし、ベンチマークの資産構成比率を基準として、各マザーファンドへ投資します。

S A Aとは、委託会社が、年金運用型の安定した投資成果を目指して資産配分を独自に設計した複合ベンチマークです。

S A Aの資産構成は、国内株式26%、国内公社債38%、外国株式15%、外国公社債16%、短期金融資産5%ですが、長期的な投資環境予測の見直しにより、各資産の構成比率は変更されることがあります。

2. 短期的な市場予測に基づき、定期的に各マザーファンドへの投資配分比率を一定範囲で弾力的に変更することにより、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

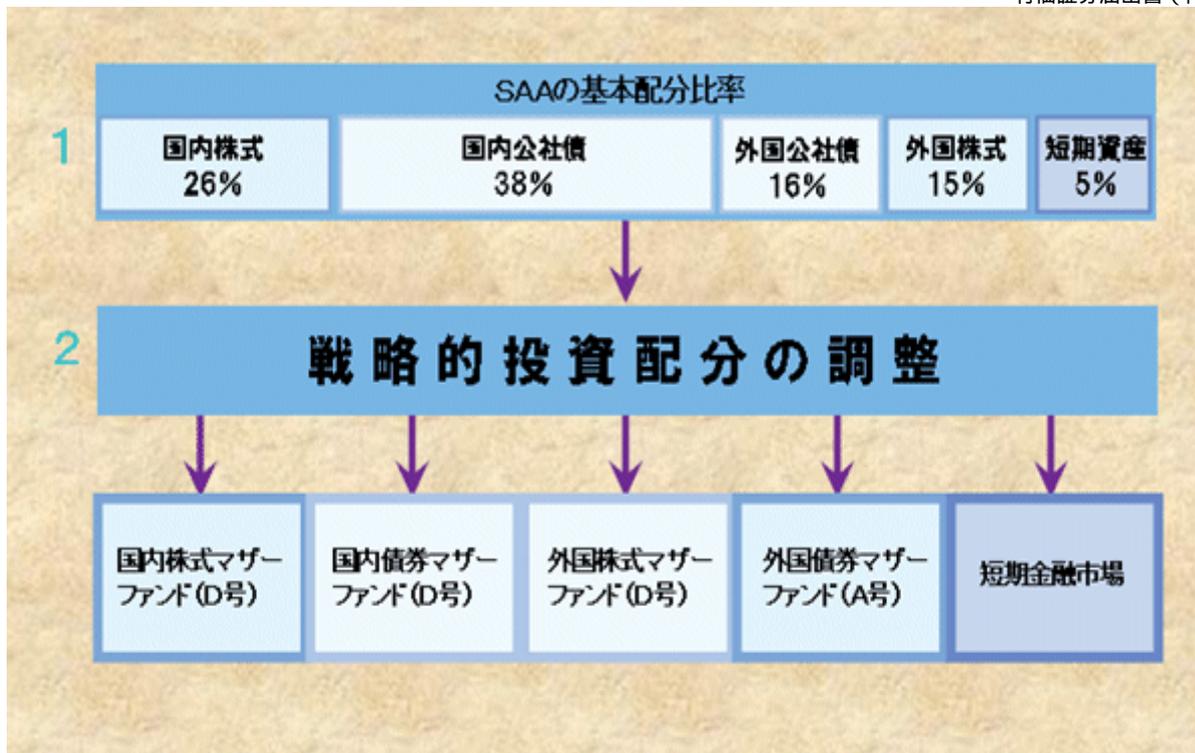
短期的な投資環境予測に基づく戦略的投資配分の範囲は、各資産ともS A Aの基本構成比率±10%以内を基本としますが、各資産の実質組入比率は当ファンド投資制限の範囲内に制限されます。

3. 各マザーファンドへの投資により実質的に保有する外貨建資産の範囲内で弾力的に対円での為替ヘッジを行い、為替リスクの効率的な回避を目指します。

ただし、各マザーファンドで行う対円での為替ヘッジと当ファンドで行う対円での為替ヘッジの合計は、当ファンドの実質組入外貨建純資産額を超えないものとします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔運用のイメージ(各資産への投資配分の決定)〕



〔各マザーファンドのベンチマーク等〕

国内株式マザーファンド（D号）

TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

外国株式マザーファンド（D号）

MSCI - KOKUSA I 指数（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

国内債券マザーファンド（D号）

NOMURA - BPI 総合をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。

外国債券マザーファンド（A号）

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。

- ・ TOPIX（東証株価指数、配当込み）、MSCI - KOKUSA I 指数、NOMURA - BPI 総合、シティグループ世界国債インデックスは、それぞれ東京証券取引所、MSCI インク、野村証券株式会社、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが公表している指数で各社の知的財産です。
- ・ 指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。

（2）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」

をいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引にかかる権利
- 3．金銭債権
- 4．約束手形

(口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- 1．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの各受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を

有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

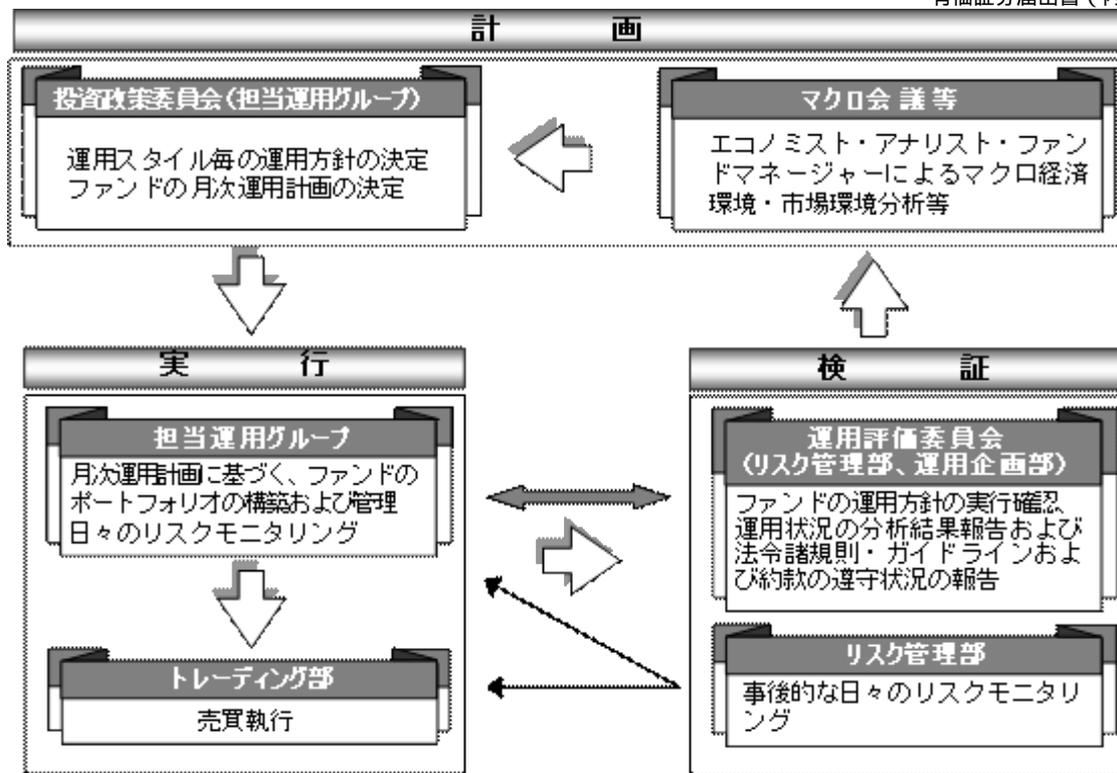
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年9月19日、ただし決算当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
ただし、各マザーファンド受益証券への投資により実質的に保有する資産が、以下のロからチまでのすべての条件を満たす範囲内とします。
- ロ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて

得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ニ 各マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ホ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ヘ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ト 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- チ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日におけ

る指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超

える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 上記(ロ)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(国内株式マザーファンド(D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

わが国の取引所上場株式(第二部上場株式を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) T O P I X (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

「T O P I X (東証株価指数、配当込み)」とは、東京証券取引所が算出、公表しているわが国の代表的な株価指数です。なお、東京証券取引所はファンドの運用と何ら関係ありません。

- (ロ) 投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。

a. まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。

- b. さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
- c. 具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。

(八) 上記(ロ)により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

(二) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち第1号から第13号、第14号(投資法人債券を除きます。)、および第15号から第22号までの有価証券に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

(外国株式マザーファンド(D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) MSCI-KOKUSAI指数(円ベース)(以下「MSCI-KOKUSAI指数」といいます。)をベンチマークとします。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCIインクが公表する指数で、同社の知的財

産です。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

- (ロ) M S C I - K O K U S A I 指数構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資することにより、M S C I - K O K U S A I 指数を上回る投資成果を目指します。
- (ハ) 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。
- (ニ) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち第1号から第13号、第14号（投資法人債券を除きます。）、および第15号から第22号までの有価証券に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- (ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

(国内債券マザーファンド(D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

国内の公社債を主要投資対象とし、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA - B P I 総合」といいます。）をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。

NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表する指数で、同社の知的財産です。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

- (ロ) デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づい

て行います。

(八) 投資対象は、原則としてA格相当（格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

(二) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第22号）に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

(外国債券マザーファンド(A号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、「シティグループWGB I」といいます。）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。

ベンチマークの指数は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

(ロ) 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付を取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付の公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組入れることもあります。

- (八) 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめるとし、リスクをコントロールします。
- また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- (二) 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- (ホ) 債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ただし、第8号の証券および第9号の証券については株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、第1号から第6号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ハ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されず。

３【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(チ) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

イ 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加減して得た額を費用として計上します。

1. 信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜き1.6%）の率を乗じて得た額
2. 前営業日の基準価額の前期末基準価額に対する倍率（「基準価額倍率」といいます。初年度にあっては1万円に対する倍率となります。）に応じ、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額

基準価額倍率が	110%以上の場合	年0.105%（税抜き0.1%）
	90%以上110%未満の場合	0
	90%未満の場合	マイナス年0.105%（税抜き0.1%）

ロ 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

(イ) 上記イの第1号に相当する部分

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7875% (0.75%)	年0.7875% (0.75%)	年0.105% (0.1%)

()内は税抜き。

(ロ) 上記イの第2号に相当する部分

すべて、上記(イ)の委託会社配分額から加減するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00525%（税抜き0.005%）の率を乗じて得た金額（ただし、年525,000円（税抜き500,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

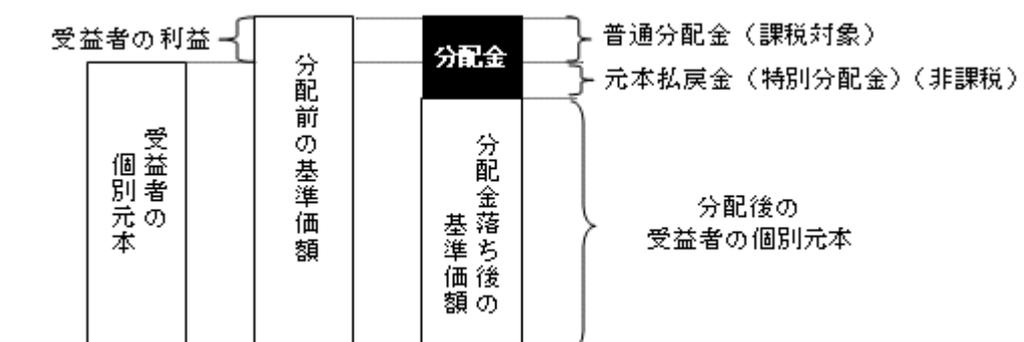
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド(D号)受益証券	日本	51,349,857	28.01
外国株式マザーファンド(D号)受益証券	日本	29,570,971	16.13
国内債券マザーファンド(D号)受益証券	日本	63,105,476	34.42
外国債券マザーファンド(A号)受益証券	日本	30,130,702	16.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,187,122	5.01
合計(純資産総額)		183,344,128	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成24年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファン ド(D号)	51,184,586	1.2279	62,849,553	1.2329	63,105,476	34.42
日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファン ド(D号)	96,813,457	0.5283	51,146,549	0.5304	51,349,857	28.01
日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファン ド(A号)	16,566,254	1.7907	29,665,191	1.8188	30,130,702	16.43
日本	親投資信託 受益証券	外国株式マザーファン ド(D号)	33,745,260	0.8884	29,979,558	0.8763	29,570,971	16.13

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成24年10月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94.99
合計	94.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)

第4期（平成15年 9月19日）	（分配落）	1,947,753,059	8,832
	（分配付）	1,947,753,059	8,832
第5期（平成16年 9月21日）	（分配落）	1,972,814,947	8,975
	（分配付）	1,972,814,947	8,975
第6期（平成17年 9月20日）	（分配落）	2,147,091,917	9,840
	（分配付）	2,147,091,917	9,840
第7期（平成18年 9月19日）	（分配落）	2,167,769,725	10,007
	（分配付）	2,361,687,420	10,902
第8期（平成19年 9月19日）	（分配落）	2,359,896,565	10,098
	（分配付）	2,428,969,849	10,394
第9期（平成20年 9月19日）	（分配落）	2,046,777,871	8,539
	（分配付）	2,046,777,871	8,539
第10期（平成21年 9月24日）	（分配落）	1,874,532,080	7,818
	（分配付）	1,874,532,080	7,818
第11期（平成22年 9月21日）	（分配落）	1,811,880,069	7,579
	（分配付）	1,811,880,069	7,579
第12期（平成23年 9月20日）	（分配落）	264,254,845	7,416
	（分配付）	264,254,845	7,416
第13期（平成24年 9月19日）	（分配落）	183,178,202	7,810
	（分配付）	183,178,202	7,810
平成23年10月末日		269,421,637	7,561
11月末日		261,270,541	7,331
12月末日		181,052,436	7,383
平成24年 1月末日		183,787,658	7,494
2月末日		193,295,930	7,882
3月末日		187,503,421	7,995
4月末日		184,981,013	7,888
5月末日		176,240,022	7,515
6月末日		179,301,285	7,645
7月末日		179,187,510	7,640
8月末日		180,281,035	7,687
9月末日		181,730,034	7,749
10月末日		183,344,128	7,817

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第4期（平成14年 9月20日～平成15年 9月19日）	0
第5期（平成15年 9月20日～平成16年 9月21日）	0
第6期（平成16年 9月22日～平成17年 9月20日）	0
第7期（平成17年 9月21日～平成18年 9月19日）	900
第8期（平成18年 9月20日～平成19年 9月19日）	300

第9期（平成19年 9月20日～平成20年 9月19日）	0
第10期（平成20年 9月20日～平成21年 9月24日）	0
第11期（平成21年 9月25日～平成22年 9月21日）	0
第12期（平成22年 9月22日～平成23年 9月20日）	0
第13期（平成23年 9月21日～平成24年 9月19日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第4期	5.7
第5期	1.6
第6期	9.6
第7期	10.8
第8期	3.9
第9期	15.4
第10期	8.4
第11期	3.1
第12期	2.2
第13期	5.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	3,109,887	16,251,283
第5期	1,595,939	8,893,940
第6期	3,028,046	19,074,039
第7期	2,399,979	18,072,374
第8期	183,942,780	13,271,731
第9期	67,992,214	7,907,711
第10期	3,280,744	2,803,964
第11期	2,881,663	9,920,903
第12期	1,520,634	2,035,697,267
第13期	74,845	121,894,366

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報〕

〔国内株式マザーファンド（D号）〕

（１）投資状況

平成24年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
-------	------	-------------	-------------

株式	日本	2,278,316,310	97.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		57,228,760	2.45
合計（純資産総額）		2,335,545,070	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成24年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファナック	電気機器	3,900	13,170.00	51,363,000	12,710.00	49,569,000	2.12
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	15,900	3,206.52	50,983,767	3,065.00	48,733,500	2.09
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	129,600	367.00	47,563,200	361.00	46,785,600	2.00
日本	株式	デンソー	輸送用機器	18,600	2,679.09	49,831,131	2,499.00	46,481,400	1.99
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	103,000	384.88	39,642,797	422.00	43,466,000	1.86
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	56,000	673.08	37,692,513	767.00	42,952,000	1.84
日本	株式	丸紅	卸売業	78,000	505.00	39,390,000	517.00	40,326,000	1.73
日本	株式	オーエスジー	機械	36,900	1,056.39	38,980,870	1,045.00	38,560,500	1.65
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	15,800	2,615.13	41,319,116	2,390.00	37,762,000	1.62
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	19,600	1,899.00	37,220,400	1,859.00	36,436,400	1.56
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	44,500	800.00	35,600,000	799.00	35,555,500	1.52
日本	株式	日立製作所	電気機器	84,000	458.00	38,472,000	423.00	35,532,000	1.52
日本	株式	ニコン	精密機器	17,500	2,068.00	36,190,000	2,030.00	35,525,000	1.52
日本	株式	東レ	繊維製品	72,000	477.82	34,403,635	466.00	33,552,000	1.44
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	13,700	2,484.00	34,030,800	2,444.00	33,482,800	1.43
日本	株式	KDDI	情報・通信業	5,300	5,702.85	30,225,113	6,200.00	32,860,000	1.41
日本	株式	ビジョン	その他製品	8,900	3,561.29	31,695,497	3,680.00	32,752,000	1.40
日本	株式	椿本チエイン	機械	83,000	450.40	37,383,939	391.00	32,453,000	1.39
日本	株式	朝日インテック	精密機器	13,300	2,485.00	33,050,500	2,369.00	31,507,700	1.35
日本	株式	イオンモール	不動産業	15,200	1,893.00	28,773,600	2,071.00	31,479,200	1.35
日本	株式	パーク24	不動産業	22,100	1,267.81	28,018,678	1,372.00	30,321,200	1.30
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	12,300	2,395.48	29,464,488	2,462.00	30,282,600	1.30
日本	株式	タツタ電線	非鉄金属	38,000	644.00	24,472,000	794.00	30,172,000	1.29
日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	19,000	1,357.34	25,789,623	1,532.00	29,108,000	1.25
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	5,300	5,240.00	27,772,000	5,480.00	29,044,000	1.24
日本	株式	S M C	機械	2,300	12,200.00	28,060,000	12,580.00	28,934,000	1.24
日本	株式	住友不動産	不動産業	13,000	2,004.24	26,055,157	2,204.00	28,652,000	1.23
日本	株式	フジインコーポレーテッド	ガラス・土石製品	18,400	1,378.22	25,359,263	1,556.00	28,630,400	1.23
日本	株式	シマノ	輸送用機器	5,500	5,710.00	31,405,000	5,030.00	27,665,000	1.18
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,300	20,540.00	26,702,000	21,180.00	27,534,000	1.18

ロ 種類別・業種別の投資比率

平成24年10月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	建設業	2.46

食料品	2.67
繊維製品	1.44
化学	9.55
医薬品	2.97
ゴム製品	1.56
ガラス・土石製品	1.23
非鉄金属	2.36
機械	7.61
電気機器	9.61
輸送用機器	14.03
精密機器	3.60
その他製品	3.20
電気・ガス業	1.14
陸運業	1.97
情報・通信業	4.83
卸売業	5.10
小売業	9.03
銀行業	4.34
その他金融業	2.38
不動産業	5.05
サービス業	1.41
合計	97.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔外国株式マザーファンド（D号）〕

（１）投資状況

平成24年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	322,909,906	52.85
	イギリス	61,847,234	10.12
	カナダ	40,028,403	6.55
	フランス	32,564,369	5.33
	スイス	30,558,225	5.00
	オーストラリア	28,198,303	4.62
	ドイツ	19,335,391	3.16
	香港	9,484,739	1.55
	シンガポール	6,380,188	1.04

	ノルウェー	5,832,851	0.95
	アンティル	5,623,255	0.92
	スウェーデン	4,298,330	0.70
	イタリア	4,215,626	0.69
	リベリア	3,826,364	0.63
	イスラエル	3,539,214	0.58
	スペイン	2,448,747	0.40
	ケイマン諸島	2,418,477	0.40
	ジャージー	2,291,934	0.38
	デンマーク	1,871,827	0.31
	オランダ	1,527,659	0.25
	マーシャル諸島	1,515,304	0.25
	オーストリア	1,301,128	0.21
	ルクセンブルク	1,106,841	0.18
	モーリシャス	995,781	0.16
	小計	594,120,096	97.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		16,881,677	2.76
合計（純資産総額）		611,001,773	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成24年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー ・ハードウ ェアおよび機器	433	52,622.59	22,785,585	48,114.63	20,833,639	3.41
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	1,982	9,095.57	18,027,437	8,856.59	17,553,778	2.87
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・ パーソナル用 品	3,000	5,437.59	16,312,774	5,531.59	16,594,771	2.72
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・ タバコ	5,104	3,008.75	15,356,701	2,950.60	15,059,895	2.46
スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・ タバコ	2,295	5,038.45	11,563,257	5,098.28	11,700,565	1.91
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	6,780	1,715.22	11,629,239	1,681.62	11,401,401	1.87
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス	5,460	1,929.11	10,532,962	2,025.75	11,060,615	1.81

スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,950	4,790.59	9,341,657	4,824.78	9,408,323	1.54
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	164	55,037.55	9,026,159	53,782.44	8,820,321	1.44
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,807	4,255.34	7,689,402	4,443.43	8,029,286	1.31
イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	1,942	3,931.13	7,634,264	4,023.97	7,814,552	1.28
アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	2,990	2,574.61	7,698,087	2,468.66	7,381,303	1.21
アメリカ	株式	FREEMONT-MCMORAN COPPER-B	素材	2,295	3,169.03	7,272,929	3,112.31	7,142,765	1.17
カナダ	株式	YAMANA GOLD INC	素材	4,600	1,326.04	6,099,791	1,552.36	7,140,861	1.17
カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	1,650	4,315.85	7,121,167	4,314.41	7,118,787	1.17
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	2,628	2,720.38	7,149,182	2,706.04	7,111,499	1.16
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	2,466	2,944.50	7,261,161	2,821.58	6,958,020	1.14
アメリカ	株式	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	940	7,113.63	6,686,819	7,300.04	6,862,039	1.12
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	8,300	722.97	6,000,653	783.15	6,500,176	1.06
アメリカ	株式	CONSTELLATION BRANDS INC-A	食品・飲料・タバコ	2,170	2,612.84	5,669,880	2,831.91	6,145,251	1.01
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2,640	2,452.73	6,475,210	2,247.20	5,932,630	0.97
アメリカ	株式	MYLAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,936	1,912.63	5,615,501	2,009.02	5,898,497	0.97
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	1,780	3,174.75	5,651,069	3,278.80	5,836,273	0.96
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	3,293	1,859.26	6,122,557	1,748.53	5,757,932	0.94
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	26,000	226.20	5,881,208	219.02	5,694,767	0.93
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORPORATION	消費者サービス	820	7,298.40	5,984,690	6,907.31	5,664,001	0.93
アンティル	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	1,007	5,867.75	5,908,829	5,584.16	5,623,255	0.92
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	1,381	4,255.03	5,876,198	4,027.27	5,561,669	0.91
スイス	株式	ARYZTA AG	食品・飲料・タバコ	1,389	4,094.01	5,686,584	3,978.62	5,526,314	0.90
カナダ	株式	CAE INC	資本財	6,460	823.99	5,323,005	848.69	5,482,592	0.90

□ 種類別・業種別の投資比率

平成24年10月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	エネルギー	11.05

素材	6.24
資本財	6.44
商業・専門サービス	0.65
運輸	0.94
自動車・自動車部品	1.19
耐久消費財・アパレル	0.90
消費者サービス	2.76
メディア	1.26
小売	2.02
食品・生活必需品小売り	0.85
食品・飲料・タバコ	7.95
家庭用品・パーソナル用品	3.68
ヘルスケア機器・サービス	2.75
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.83
銀行	10.14
各種金融	3.61
保険	4.47
不動産	1.60
ソフトウェア・サービス	5.77
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.91
電気通信サービス	3.87
公益事業	4.56
半導体・半導体製造装置	1.79
合計	97.24

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔国内債券マザーファンド（D号）〕

（1）投資状況

平成24年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,097,581,330	67.42
地方債証券	日本	175,739,454	10.80
特殊債券	日本	247,123,980	15.18
社債券	日本	82,011,800	5.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		25,437,532	1.56
合計（純資産総額）		1,627,894,096	100.00

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成24年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	128,000,000	103.41	132,371,200	103.63	132,651,520	1.000	2020/09/20	8.15
日本	国債証券	第306回利付国債 (10年)	114,000,000	106.64	121,570,400	106.78	121,732,620	1.400	2020/03/20	7.48
日本	国債証券	第312回利付国債 (10年)	98,000,000	104.85	102,759,950	105.05	102,957,820	1.200	2020/12/20	6.32
日本	国債証券	第315回利付国債 (10年)	79,000,000	104.60	82,636,310	104.88	82,855,200	1.200	2021/06/20	5.09
日本	特殊債券	第1回地方公営企業 等金融機構債券(5 年)	80,000,000	101.03	80,825,600	100.93	80,748,800	1.010	2013/12/20	4.96
日本	地方債証 券	第49回共同発行市 場公募地方債	60,000,000	107.12	64,273,800	107.01	64,207,200	1.800	2017/04/25	3.94
日本	国債証券	第111回利付国債 (20年)	57,000,000	110.56	63,019,240	110.71	63,108,120	2.200	2029/06/20	3.88
日本	国債証券	第297回利付国債 (10年)	47,000,000	106.53	50,071,450	106.65	50,127,380	1.400	2018/12/20	3.08
日本	国債証券	第292回利付国債 (10年)	46,000,000	107.88	49,624,800	107.86	49,618,360	1.700	2018/03/20	3.05
日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	40,000,000	110.89	44,357,600	111.27	44,510,800	2.100	2026/12/20	2.73
日本	国債証券	第84回利付国債 (20年)	39,000,000	110.35	43,038,060	110.77	43,200,690	2.000	2025/12/20	2.65
日本	地方債証 券	平成17年度第5回 埼玉県公募公債	41,250,000	103.74	42,793,575	103.62	42,744,900	1.400	2015/09/29	2.63
日本	社債券	第399回九州電力 株式会社社債	40,000,000	101.71	40,685,600	101.62	40,650,800	1.180	2015/04/24	2.50
日本	国債証券	第32回利付国債 (30年)	37,000,000	109.90	40,665,590	108.57	40,171,640	2.300	2040/03/20	2.47
日本	特殊債券	第28回国際協力 銀行債券	40,000,000	100.28	40,112,800	100.14	40,057,600	1.280	2012/12/20	2.46
日本	地方債証 券	平成17年度第2回 静岡県公募公債	38,400,000	103.15	39,611,904	103.03	39,563,904	1.300	2015/06/24	2.43
日本	国債証券	第135回利付国債 (20年)	39,000,000	101.03	39,404,040	100.43	39,171,210	1.700	2032/03/20	2.41
日本	国債証券	第250回利付国債 (10年)	36,000,000	100.29	36,104,400	100.25	36,090,360	0.500	2013/06/20	2.22
日本	国債証券	第34回利付国債 (30年)	30,000,000	107.28	32,185,880	106.21	31,864,800	2.200	2041/03/20	1.96
日本	国債証券	第75回利付国債 (20年)	27,000,000	111.92	30,218,670	112.42	30,354,750	2.100	2025/03/20	1.86
日本	特殊債券	第7回中日本高速 道路株式会社社債	30,000,000	101.27	30,382,800	101.16	30,349,500	1.100	2014/03/20	1.86
日本	特殊債券	第9回西日本高速 道路株式会社社債	30,000,000	99.96	29,989,800	99.98	29,996,700	0.227	2013/09/20	1.84
日本	地方債証 券	平成20年度第4回 広島県公募公債	27,000,000	108.06	29,177,010	108.23	29,223,450	1.730	2018/11/26	1.80
日本	特殊債券	第826回政府保証 公営企業債券	27,000,000	100.33	27,091,260	100.26	27,071,820	0.700	2013/04/23	1.66

日本	国債証券	第303回利付国債 (10年)	22,000,000	106.64	23,461,240	106.76	23,489,180	1.400	2019/09/20	1.44
日本	社債券	第256回北海道電力株式会社社債	20,000,000	110.71	22,143,400	110.41	22,083,000	3.700	2016/02/25	1.36
日本	国債証券	第104回利付国債 (20年)	19,000,000	109.81	20,865,610	110.10	20,920,140	2.100	2028/06/20	1.29
日本	国債証券	第20回利付国債 (30年)	18,000,000	114.36	20,586,420	112.99	20,338,560	2.500	2035/09/20	1.25
日本	国債証券	第97回利付国債 (20年)	18,000,000	111.94	20,150,100	112.06	20,170,980	2.200	2027/09/20	1.24
日本	国債証券	第289回利付国債 (10年)	17,000,000	106.60	18,123,190	106.57	18,117,920	1.500	2017/12/20	1.11

口 種類別の投資比率

平成24年10月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	67.42
地方債証券	10.80
特殊債券	15.18
社債券	5.04
合計	98.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔外国債券マザーファンド（A号）〕

（1）投資状況

平成24年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	1,482,957,210	40.03
	イタリア	558,366,555	15.07
	フランス	359,749,658	9.71
	ドイツ	291,538,544	7.87
	イギリス	280,244,388	7.57
	スペイン	154,308,069	4.17
	カナダ	101,081,018	2.73
	ベルギー	89,310,762	2.41
	オーストラリア	49,197,200	1.33
	シンガポール	35,179,849	0.95
	メキシコ	32,904,172	0.89
	デンマーク	29,470,168	0.80

	スウェーデン	23,556,071	0.64
	ポーランド	22,550,428	0.61
	南アフリカ	21,725,500	0.59
	ノルウェー	12,129,520	0.33
	小計	3,544,269,112	95.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		159,902,164	4.32
合計(純資産総額)		3,704,171,276	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成24年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US T 2.5% 15/03/31	4,170,000	8,448.90	352,319,449	8,379.85	349,440,104	2.500	2015/03/31	9.43
アメリカ	国債証券	US T 3.25% 16/06/30	2,770,000	8,825.23	244,459,061	8,754.50	242,499,914	3.250	2016/06/30	6.55
イタリア	国債証券	BTPS 4.25% 14/08/01	1,960,000	10,608.87	207,933,956	10,663.14	208,997,605	4.250	2014/08/01	5.64
アメリカ	国債証券	US T 4.25% 17/11/15	2,230,000	9,402.60	209,678,064	9,342.62	208,340,523	4.250	2017/11/15	5.62
ドイツ	国債証券	DBR 3.25% 20/01/04	1,480,000	11,800.79	174,651,718	11,950.34	176,865,078	3.250	2020/01/04	4.77
フランス	国債証券	FRANCE 3.75% 17/04/25	1,450,000	11,423.52	165,641,060	11,655.24	169,001,032	3.750	2017/04/25	4.56
アメリカ	国債証券	US T 2.125% 21/08/15	1,470,000	8,358.03	122,863,095	8,359.32	122,882,022	2.125	2021/08/15	3.32
イタリア	国債証券	BTPS 4.25 13/08/01	1,120,000	10,209.18	114,342,856	10,533.51	117,975,359	4.250	2013/08/01	3.18
アメリカ	国債証券	US T 3.75% 41/08/15	1,000,000	9,288.35	92,883,560	9,429.13	94,291,301	3.750	2041/08/15	2.55
イギリス	国債証券	UKT 4.25% 36/03/07	590,000	15,396.78	90,841,026	15,707.89	92,676,571	4.250	2036/03/07	2.50
ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 34/07/04	590,000	14,313.41	84,449,129	14,759.10	87,078,737	4.750	2034/07/04	2.35
アメリカ	国債証券	US T 1% 16/09/30	1,010,000	8,058.16	81,387,478	8,100.42	81,814,305	1.000	2016/09/30	2.21
フランス	国債証券	FRTR 4% 38/10/25	680,000	11,156.86	75,866,711	11,949.92	81,259,523	4.000	2038/10/25	2.19
アメリカ	国債証券	US T 3.75% 18/11/15	830,000	9,273.70	76,971,753	9,276.65	76,996,243	3.750	2018/11/15	2.08
スペイン	国債証券	SPGB 4.25% 16/10/31	740,000	10,616.92	78,565,255	10,349.65	76,587,469	4.250	2016/10/31	2.07
アメリカ	国債証券	US T 3.625% 20/02/15	750,000	9,348.84	70,116,358	9,307.15	69,803,630	3.625	2020/02/15	1.88
イタリア	国債証券	BTPS 3.75% 16/04/15	650,000	10,297.80	66,935,741	10,542.08	68,523,567	3.750	2016/04/15	1.85
アメリカ	国債証券	US T 2.375% 14/08/31	760,000	8,394.47	63,797,988	8,269.70	62,849,748	2.375	2014/08/31	1.70

カナダ	国債証券	CAN 4% 17/06/01	690,000	9,042.06	62,390,257	8,906.39	61,454,114	4.000	2017/06/01	1.66
フランス	国債証券	FRTR 5.5% 29/04/25	420,000	13,383.46	56,210,572	13,931.75	58,513,371	5.500	2029/04/25	1.58
ベルギー	国債証券	BGB 3.75% 20/09/28	490,000	10,058.23	49,285,360	11,620.64	56,941,143	3.750	2020/09/28	1.54
アメリカ	国債証券	US T 0.125% 13/08/31	710,000	7,948.47	56,434,171	7,960.39	56,518,832	0.125	2013/08/31	1.53
イギリス	国債証券	UKT 6.0% 281207	290,000	18,542.79	53,774,098	19,042.44	55,223,086	6.000	2028/12/07	1.49
イギリス	国債証券	UKT 8% 21/06/07	260,000	19,377.80	50,382,296	19,560.91	50,858,386	8.000	2021/06/07	1.37
オーストラリア	国債証券	ACGB 5.25% 19/03/15	520,000	9,558.61	49,704,775	9,461.00	49,197,200	5.250	2019/03/15	1.33
イタリア	国債証券	BTPS 4.5% 26/03/01	500,000	7,984.83	39,924,167	9,740.55	48,702,784	4.500	2026/03/01	1.31
アメリカ	国債証券	US T 6.125% 27/11/15	360,000	11,835.73	42,608,640	11,893.61	42,817,000	6.125	2027/11/15	1.16
イタリア	国債証券	BTPS 5% 34/08/01	440,000	7,931.63	34,899,212	9,693.97	42,653,481	5.000	2034/08/01	1.15
アメリカ	国債証券	US T 3.125% 19/05/15	460,000	8,925.52	41,057,406	9,009.67	41,444,483	3.125	2019/05/15	1.12
スペイン	国債証券	SPGB 4.4% 15/01/31	380,000	10,660.71	40,510,709	10,603.02	40,291,507	4.400	2015/01/31	1.09

ロ 種類別の投資比率

平成24年10月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	95.68
合計	95.68

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成24年10月31日現在

種類	取引所等	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	市場外取引	オーストラリアドル	買建	440,000.00	34,933,800	36,256,000	0.98
為替予約 取引	市場外取引	メキシコペソ	買建	5,770,000.00	34,302,650	35,023,900	0.95
為替予約 取引	市場外取引	スイスフラン	買建	170,000.00	14,082,035	14,531,600	0.39
			買建合計	6,380,000.00	83,318,485	85,811,500	2.32

為替予約取引	市場外取引	米ドル	売建	890,000.00	69,388,660	70,852,900	1.91
為替予約取引	市場外取引	ユーロ	売建	140,000.00	14,008,120	14,457,800	0.39
			売建合計	1,030,000.00	83,396,780	85,310,700	2.30

(注) わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

〔参考情報〕

基準日2012年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※基準価額(再投資ベース)は、2001年12月28日以降の分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

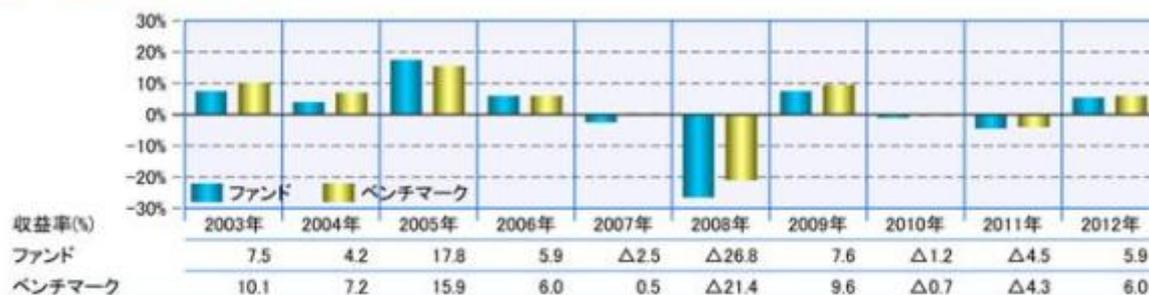
分配の推移

決算期	分配金
2012年9月	0円
2011年9月	0円
2010年9月	0円
2009年9月	0円
2008年9月	0円
設定来累計	1,215円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

2012年の収益率は、年初から2012年10月31日までの騰落率を表示しています。

ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り

消させていただく場合があります。

- (八) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：

0120-88-2976)にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「リブラ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成11年9月20日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。なお、平成24年12月17日より実施予定の繰上償還手続きにおいて、繰上償還が成立した場合は、平成25年2月26日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年9月20日から翌年9月19日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期（平成23年9月21日から平成24年9月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・ワールド・バランス・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成23年9月20日現在)	第13期 (平成24年9月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,921,887	16,333,253
親投資信託受益証券	251,710,178	172,140,851
未収利息	20	22
流動資産合計	266,632,085	188,474,126
資産合計	266,632,085	188,474,126
負債の部		
流動負債		
未払金	-	3,770,000
未払受託者報酬	148,120	95,086
未払委託者報酬	2,221,780	1,426,145
その他未払費用	7,340	4,693
流動負債合計	2,377,240	5,295,924
負債合計	2,377,240	5,295,924
純資産の部		
元本等		
元本	356,348,265	234,528,744
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	92,093,420	51,350,542
元本等合計	264,254,845	183,178,202
純資産合計	264,254,845	183,178,202
負債純資産合計	266,632,085	188,474,126

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期	第13期
	自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日	自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
営業収益		
受取利息	19,076	5,834
有価証券売買等損益	60,257,015	13,331,673
営業収益合計	60,276,091	13,337,507
営業費用		
受託者報酬	864,882	209,697
委託者報酬	12,973,102	3,145,257
その他費用	43,111	10,359
営業費用合計	13,881,095	3,365,313
営業利益	46,394,996	9,972,194
経常利益	46,394,996	9,972,194
当期純利益	46,394,996	9,972,194
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	53,894,183	909,042
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	578,644,829	92,093,420
剰余金増加額又は欠損金減少額	494,389,868	31,698,656
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	494,389,868	31,698,656
剰余金減少額又は欠損金増加額	339,272	18,930
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	339,272	18,930
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,093,420	51,350,542

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第13期
	自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成23年 9月21日から平成24年 9月19日までとなっております。

(追加情報)

第13期
自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	(平成23年 9月20日現在)	(平成24年 9月19日現在)
1. 受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 356,348,265口	当計算期間の末日における受益権の総数 234,528,744口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 92,093,420円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 51,350,542円
3. 1単位当たり純資産額	0.7416円 (1万口=7,416円)	0.7810円 (1万口=7,810円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期	第13期
	自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日	自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(340,264円)、および分配準備積立金(8,709,733円)より、分配対象収益は9,049,997円(1万口当たり253.96円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,586,393円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(225,416円)、および分配準備積立金(5,926,187円)より、分配対象収益は8,737,996円(1万口当たり372.57円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日	第13期 自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 同 左</p> <p>2) デリバティブ取引 同 左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左</p>

3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループには是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p>	同 左
------------------	--	-----

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左
---------------------------	--	-----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (平成23年9月20日現在)	第13期 (平成24年9月19日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同 左
2．時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 同 左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第12期（自 平成22年9月22日 至 平成23年9月20日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,501,693円
合計	6,501,693円

第13期（自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,613,682円
合計	10,613,682円

（デリバティブ取引に関する注記）

第12期（平成23年9月20日現在）

第12期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第13期（平成24年9月19日現在）

第13期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期（自平成22年9月22日至平成23年9月20日）

該当事項はありません。

第13期（自平成23年9月21日至平成24年9月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第12期	第13期
	（平成23年9月20日現在）	（平成24年9月19日現在）
期首元本額	2,390,524,898円	356,348,265円
期中追加設定元本額	1,520,634円	74,845円
期中一部解約元本額	2,035,697,267円	121,894,366円

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド (D号)	96,813,457円	0.5283円	51,146,549円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド (D号)	32,046,313円	0.8887円	28,479,558円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド (D号)	51,184,586円	1.2279円	62,849,553円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド (A号)	16,566,254円	1.7907円	29,665,191円
合計		196,610,610円		172,140,851円

（参考情報）

三井住友・ワールド・バランス・ファンドは、「国内株式マザーファンド（D号）」、「外国株式マザーファンド（D号）」、「国内債券マザーファンド（D号）」および「外国債券マザーファン

ド（A号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

「国内株式マザーファンド（D号）」の状況

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成23年9月20日現在）	（平成24年9月19日現在）
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,753,979	37,970,537
株式	2,190,083,600	2,283,745,330
未収入金	-	30,272,109
未収配当金	2,211,570	2,523,500
未収利息	47	52
流動資産合計	2,227,049,196	2,354,511,528
資産合計	2,227,049,196	2,354,511,528
負債の部		
流動負債		
未払金	-	36,404,469
未払解約金	992,640	-
流動負債合計	992,640	36,404,469
負債合計	992,640	36,404,469
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	4,521,816,688	4,388,072,805
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,295,760,132	2,069,965,746
元本等合計	2,226,056,556	2,318,107,059
純資産合計	2,226,056,556	2,318,107,059
負債純資産合計	2,227,049,196	2,354,511,528

（注）「国内株式マザーファンド（D号）」は、毎年9月12日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年9月20日ならびに平成24年9月19日現在における同マザーファンドの状況です。

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所もしくは店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。
----------------	---

(追加情報)

自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年 9月20日現在)	(平成24年 9月19日現在)
1. 受益権総数	平成23年 9月20日現在における受益権の総数 4,521,816,688口	平成24年 9月19日現在における受益権の総数 4,388,072,805口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 2,295,760,132円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 2,069,965,746円
3. 1単位当たり純資産額	0.4923円 (1万口=4,923円)	0.5283円 (1万口=5,283円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日	自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同左

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>	<p>(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 同 左</p> <p>2) デリバティブ取引 同 左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左</p>
-------------------------------	--	--

<p>3．金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p>	<p>同 左</p>
-------------------------	---	------------

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左
---------------------------	--	-----

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	（平成23年9月20日現在）	（平成24年9月19日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同 左
2．時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券（株式） 同 左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年9月20日現在）

平成23年9月20日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年9月19日現在）

平成24年9月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年9月22日 至 平成23年9月20日）

該当事項はありません。

（自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年 9月20日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,389,987,198円
同期中における追加設定元本額	595,020,104円
同期中における一部解約元本額	1,463,190,614円
平成23年 9月20日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	156,253,391円
三井住友・日本株・成長力ファンド	2,411,425,107円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	494,021,054円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	220,639,804円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	639,764,271円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	599,713,061円
合計	4,521,816,688円

（平成24年 9月19日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,521,816,688円
同期中における追加設定元本額	329,910,897円
同期中における一部解約元本額	463,654,780円
平成24年 9月19日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	96,813,457円
三井住友・日本株・成長力ファンド	2,182,164,930円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	516,893,079円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	232,391,046円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	714,220,520円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	645,589,773円
合計	4,388,072,805円

（3）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

（単位：円）

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ショーボンドホールディングス	6,200	2,540	15,748,000	
大和ハウス工業	18,000	1,122	20,196,000	
協和エクシオ	6,200	874	5,418,800	
日揮	6,000	2,566	15,396,000	

カルビー	2,200	5,820	12,804,000	
キッコーマン	3,000	1,033	3,099,000	
味の素	6,000	1,180	7,080,000	
アリアケジャパン	9,100	1,713	15,588,300	
東レ	72,000	494	35,568,000	
日産化学工業	17,600	944	16,614,400	
ダイソー	10,000	220	2,200,000	
エア・ウォーター	12,000	929	11,148,000	
四国化成工業	22,000	482	10,604,000	
J S R	15,000	1,410	21,150,000	
ダイセル	41,000	489	20,049,000	
積水化学工業	29,000	652	18,908,000	
アイカ工業	14,300	1,342	19,190,600	
扶桑化学工業	2,800	1,850	5,180,000	
関西ペイント	14,000	860	12,040,000	
太陽ホールディングス	7,000	2,193	15,351,000	
日東電工	7,000	3,870	27,090,000	
ユニ・チャーム	4,200	4,385	18,417,000	
アステラス製薬	4,100	3,955	16,215,500	
ロート製薬	14,000	1,100	15,400,000	
栄研化学	13,800	1,051	14,503,800	
沢井製薬	1,700	8,920	15,164,000	
ブリヂストン	19,600	1,910	37,436,000	
フジインコーポレーテッド	5,800	1,211	7,023,800	
日立金属	32,000	788	25,216,000	
DOWAホールディングス	39,000	554	21,606,000	
タツタ電線	38,000	675	25,650,000	
オーエスジー	32,700	1,139	37,245,300	
日特エンジニアリング	5,200	976	5,075,200	
S M C	2,300	12,680	29,164,000	
オイレス工業	11,200	1,652	18,502,400	
小松製作所	11,200	1,670	18,704,000	
クボタ	22,000	814	17,908,000	
帝国電機製作所	4,300	1,234	5,306,200	
新東工業	7,600	585	4,446,000	
椿本チエイン	67,000	481	32,227,000	
ホシザキ電機	9,700	2,218	21,514,600	
日立製作所	84,000	480	40,320,000	
日本信号	16,600	490	8,134,000	
T D K	5,900	3,240	19,116,000	
日本光電工業	8,500	2,607	22,159,500	
堀場製作所	2,900	2,439	7,073,100	
キーエンス	1,300	20,890	27,157,000	
シスメックス	3,900	3,690	14,391,000	
日立メディコ	9,000	893	8,037,000	

ファナック	3,900	13,990	54,561,000	
エンプラス	2,900	2,588	7,505,200	
浜松ホトニクス	6,100	2,816	17,177,600	
京セラ	1,300	6,920	8,996,000	
デンソー	20,100	2,780	55,878,000	
日産自動車	39,900	727	29,007,300	
いすゞ自動車	91,000	406	36,946,000	
トヨタ自動車	15,900	3,255	51,754,500	
タチエス	12,500	1,525	19,062,500	
アイシン精機	10,700	2,534	27,113,800	
ダイハツ工業	7,000	1,311	9,177,000	
本田技研工業	19,100	2,674	51,073,400	
富士重工業	40,000	682	27,280,000	
ショーワ	17,500	737	12,897,500	
シマノ	5,500	5,570	30,635,000	
テイ・エス テック	4,700	1,438	6,758,600	
日機装	18,000	953	17,154,000	
ニコン	17,500	2,157	37,747,500	
朝日インテック	13,300	2,490	33,117,000	
シチズンホールディングス	35,500	436	15,478,000	
パラマウントベッドホールディングス	4,800	2,431	11,668,800	
バンダイナムコホールディングス	24,700	1,298	32,060,600	
アシックス	3,700	1,062	3,929,400	
ピジョン	7,000	3,430	24,010,000	
東京瓦斯	63,000	431	27,153,000	
東京急行電鉄	42,000	376	15,792,000	
東日本旅客鉄道	5,300	5,000	26,500,000	
野村総合研究所	9,900	1,652	16,354,800	
ヤフー	383	29,010	11,110,830	
伊藤忠テクノソリューションズ	1,000	4,120	4,120,000	
大塚商会	2,900	6,540	18,966,000	
日本電信電話	6,900	3,600	24,840,000	
KDDI	38	577,000	21,926,000	
あいホールディングス	24,400	488	11,907,200	
シップヘルスケアホールディングス	8,100	2,230	18,063,000	
伊藤忠商事	44,500	834	37,113,000	
丸紅	78,000	539	42,042,000	
日立ハイテクノロジーズ	10,800	1,987	21,459,600	
エービーシー・マート	5,000	3,355	16,775,000	
セリア	6,400	1,182	7,564,800	
コスモス薬品	1,500	6,680	10,020,000	
セブン&アイ・ホールディングス	6,700	2,330	15,611,000	
ツルハホールディングス	3,200	5,560	17,792,000	
良品計画	3,700	4,770	17,649,000	
ドン・キホーテ	3,900	2,867	11,181,300	

ユニテッドアローズ	3,000	2,211	6,633,000	
ファミリーマート	5,900	3,645	21,505,500	
コメリ	5,700	1,907	10,869,900	
青山商事	11,200	1,475	16,520,000	
しまむら	1,000	9,040	9,040,000	
イズミ	12,100	1,624	19,650,400	
ヤオコー	6,300	3,050	19,215,000	
ニトリホールディングス	1,500	7,850	11,775,000	
ファーストリテイリング	1,100	18,050	19,855,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	129,600	388	50,284,800	
三井住友フィナンシャルグループ	13,700	2,603	35,661,100	
セブン銀行	55,000	227	12,485,000	
イオンクレジットサービス	12,900	1,581	20,394,900	
日立キャピタル	16,000	1,392	22,272,000	
パーク24	11,900	1,208	14,375,200	
三井不動産	14,000	1,611	22,554,000	
住友不動産	11,000	2,140	23,540,000	
イオンモール	15,200	1,869	28,408,800	
日本工営	8,000	273	2,184,000	
コシダカホールディングス	6,900	2,182	15,055,800	
ツクイ	9,300	1,468	13,652,400	
エムスリー	28	401,500	11,242,000	
オリエンタルランド	1,200	9,930	11,916,000	
応用地質	6,600	938	6,190,800	
合計	1,907,249		2,283,745,330	

(b)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

「外国株式マザーファンド（D号）」の状況

(1) 貸借対照表

対象年月日	(平成23年9月20日現在)	(平成24年9月19日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	42,838,421	1,388,629
コール・ローン	16,119,403	10,625,017
株式	509,847,536	601,809,331
未収配当金	901,354	1,145,440
未収利息	22	14
流動資産合計	569,706,736	614,968,431
資産合計	569,706,736	614,968,431
負債の部		
流動負債		

未払金	40,353,095	-
流動負債合計	40,353,095	-
負債合計	40,353,095	-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	724,807,332	692,002,763
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	195,453,691	77,034,332
元本等合計	529,353,641	614,968,431
純資産合計	529,353,641	614,968,431
負債純資産合計	569,706,736	614,968,431

（注）「外国株式マザーファンド（D号）」は、毎年9月12日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年9月20日ならびに平成24年9月19日現在における同マザーファンドの状況です。

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所もしくは店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（追加情報）

自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成23年9月20日現在）	（平成24年9月19日現在）
----	----------------	----------------

1. 受益権総数	平成23年9月20日現在における受益権の総数 724,807,332口	平成24年9月19日現在における受益権の総数 692,002,763口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 195,453,691円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 77,034,332円
3. 1単位当たり純資産額	0.7303円 (1万口=7,303円)	0.8887円 (1万口=8,887円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自平成22年9月22日 至平成23年9月20日	自平成23年9月21日 至平成24年9月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 同左</p> <p>2) デリバティブ取引 同左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同左</p>

3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p>	同 左
------------------	---	-----

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左
----------------------------	--	-----

・ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	（平成23年 9月20日現在）	（平成24年 9月19日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同 左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券（株式） 同 左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年 9月20日現在）

平成23年 9月20日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年 9月19日現在）

平成24年 9月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日）

該当事項はありません。

（自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年 9月20日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,000,378,033円
同期中における追加設定元本額	171,972,806円
同期中における一部解約元本額	447,543,507円
平成23年 9月20日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	55,028,691円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	74,870,344円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	289,816,218円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	305,092,079円
合計	724,807,332円

（平成24年 9月19日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	724,807,332円
同期中における追加設定元本額	135,041,923円
同期中における一部解約元本額	167,846,492円
平成24年 9月19日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	32,046,313円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	71,763,952円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	291,518,859円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	296,673,639円
合計	692,002,763円

（3）附属明細表
有価証券明細表

（a）株式

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル				
CHEVRON CORPORATION	1,982	116.97	231,834.54	
NATIONAL-OILWELL VARCO INC.	848	82.76	70,180.48	
ROWAN COMPANIES PLC	1,600	36.85	58,960.00	
SCHLUMBERGER LTD	1,007	76.23	76,763.61	
ULTRA PETROLEUM CORP	2,230	22.83	50,910.90	
WHITING PETROLEUM CORP	1,010	49.38	49,873.80	
DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	1,110	51.27	56,909.70	
FREEMPORT-MCMORAN COPPER-B	1,635	41.48	67,819.80	
DANAHER CORP	1,913	55.66	106,477.58	

GENERAL ELECTRIC CO	4,100	22.24	91,184.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,190	61.39	73,054.10
PRECISION CASTPARTS CORP	128	159.35	20,396.80
NAVIOS MARITIME HOLDINGS INC	7,194	3.95	28,416.30
SOUTHWEST AIRLINES	6,060	8.92	54,055.20
BORGWARNER INC	805	75.64	60,890.20
COACH INC	996	60.39	60,148.44
MCDONALD'S CORPORATION	670	93.08	62,363.60
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,090	30.25	63,222.50
VIACOM INC-CLASS B	970	51.75	50,197.50
LIMITED BRANDS	940	49.58	46,605.20
COCA-COLA CO/THE	5,104	38.62	197,116.48
CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,170	32.80	71,176.00
MONSTER BEVERAGE CORPORATION	1,030	52.39	53,961.70
ENERGIZER HOLDINGS INC	797	75.22	59,950.34
HERBALIFE LTD	600	50.48	30,288.00
PROCTER & GAMBLE CO	3,360	69.22	232,579.20
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,487	55.13	81,978.31
ALLERGAN INC	940	89.84	84,449.60
CELGENE CORP	520	76.91	39,993.20
MERCK & CO. INC.	666	44.08	29,357.28
MYLAN INC	2,936	24.37	71,550.32
PFIZER INC	5,150	24.01	123,651.50
FIFTH THIRD BANCORP	3,980	15.64	62,247.20
SIGNATURE BANK	590	67.12	39,600.80
SVB FINANCIAL GROUP	770	61.67	47,485.90
WELLS FARGO & COMPANY	2,628	35.44	93,136.32
AFFILIATED MANAGERS GROUP	441	126.28	55,689.48
CITIGROUP INC	1,200	33.94	40,728.00
JPMORGAN CHASE & CO	1,500	41.26	61,890.00
MORGAN STANLEY	3,150	17.63	55,534.50
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	1,400	34.40	48,160.00
METLIFE INC	1,225	35.16	43,071.00
TRAVELERS COS INC(THE)	961	68.46	65,790.06
JONES LANG LASALLE INC	730	80.77	58,962.10
FORTINET INC	1,460	27.28	39,828.80
GOOGLE INC-CL A	216	718.34	155,161.44
MICROSOFT CORP	3,160	31.17	98,497.20
ORACLE CORPORATION	2,990	33.04	98,789.60
RED HAT INC	730	57.21	41,763.30
VERIFONE SYSTEMS INC	1,130	32.79	37,052.70
VISA INC	400	133.66	53,464.00
APPLE INC	512	701.95	359,398.40
NETAPP INC	1,293	35.47	45,862.71
AT&T INC	1,130	37.66	42,555.80

VERIZON COMMUNICATIONS INC	840	44.91	37,724.40	
CALPINE CORP	2,700	17.49	47,223.00	
ITC HOLDINGS CORP.	1,013	75.00	75,975.00	
NEXTERA ENERGY INC	496	67.41	33,435.36	
NV ENERGY INC	3,030	17.96	54,418.80	
INTEL CORP	4,173	23.37	97,523.01	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	2,087	27.58	57,559.46	
NVIDIA CORP	2,540	13.56	34,442.40	
米ドル 小計	111,713		4,539,286.92	
(邦貨換算額)			(357,060,309)	(単位:円)
カナダドル				
ENBRIDGE INC	2,063	38.60	79,631.80	
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	954	41.46	39,552.84	
YAMANA GOLD INC	5,900	18.57	109,563.00	
CAE INC	6,460	10.37	66,990.20	
TIM HORTONS INC	950	51.18	48,621.00	
TORONTO-DOMINION BANK	1,162	81.55	94,761.10	
カナダドル 小計	17,489		439,119.94	
(邦貨換算額)			(35,410,631)	(単位:円)
ユーロ				
TOTAL SA	1,381	41.00	56,621.00	
AIR LIQUIDE	150	97.60	14,640.00	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	965	29.74	28,703.92	
SIEMENS AG-REG	466	79.12	36,869.92	
PIRELLI & C.	4,550	9.18	41,769.00	
CHRISTIAN DIOR SA	246	109.15	26,850.90	
CASINO GUICHARD PERRACHON	405	71.94	29,135.70	
FRESENIUS SE & CO KGAA	360	86.59	31,172.40	
SANOFI	379	66.82	25,324.78	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	3,750	6.48	24,300.00	
BNP PARIBAS	1,268	39.53	50,130.38	
ALLIANZ SE-REG	374	95.01	35,533.74	
SCOR SE	1,960	20.09	39,386.20	
SAP AG	340	55.72	18,944.80	
VIVENDI SA	2,380	15.25	36,295.00	
ZIGGO NV	580	24.27	14,076.60	
GDF SUEZ	1,720	19.69	33,875.40	
RWE AG	1,030	35.24	36,297.20	
ユーロ 小計	22,304		579,926.94	
(邦貨換算額)			(59,500,504)	(単位:円)
英ポンド				
BG GROUP PLC	2,140	12.65	27,071.00	

ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	2,466	23.00	56,730.33	
RIO TINTO PLC	1,942	31.93	62,017.77	
AGGREKO PLC	543	23.93	12,993.99	
INTERTEK GROUP PLC	450	27.51	12,379.50	
WHITBREAD PLC	1,200	22.98	27,576.00	
WPP PLC	2,250	8.47	19,068.75	
NEXT PLC	810	34.00	27,540.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	820	32.43	26,592.60	
GLAXOSMITHKLINE PLC	3,380	14.43	48,773.40	
BARCLAYS PLC	11,540	2.25	26,011.16	
HSBC HOLDINGS PLC	8,300	5.77	47,965.70	
ABERDEEN ASSET MGMT PLC	10,400	3.00	31,220.80	
TULLETT PREBON PLC	1,200	3.06	3,679.20	
RSA INSURANCE GROUP PLC	17,100	1.19	20,468.70	
VODAFONE GROUP PLC	26,000	1.75	45,604.00	
NATIONAL GRID PLC	4,320	6.85	29,613.60	
IMAGINATION TECH GROUP PLC	2,120	5.34	11,320.80	
英ポンド 小計	96,981		536,627.30	
(邦貨換算額)			(68,527,306)	(単位：円)
スイスフラン				
SYNGENTA AG	50	342.40	17,120.00	
ARYZTA AG	1,389	49.75	69,102.75	
NESTLE SA-REGISTERED	2,295	59.00	135,405.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	1,950	55.70	108,615.00	
スイスフラン 小計	5,684		330,242.75	
(邦貨換算額)			(27,981,468)	(単位：円)
スウェーデンクローナ				
ATLAS COPCO AB-A SHS	1,720	159.10	273,652.00	
ERICSSON LM-B SHS	1,310	62.85	82,333.50	
スウェーデンクローナ 小計	3,030		355,985.50	
(邦貨換算額)			(4,271,826)	(単位：円)
ノルウェークローネ				
SEADRILL LID	630	229.80	144,774.00	
DNB ASA	3,430	73.60	252,448.00	
ノルウェークローネ 小計	4,060		397,222.00	
(邦貨換算額)			(5,465,774)	(単位：円)
オーストラリアドル				
WORLEY PARSONS LIMITED	610	27.25	16,622.50	
ADELAIDE BRIGHTON LTD	3,800	3.00	11,400.00	
BHP BILLITON LTD	1,360	33.96	46,185.60	
NEWCREST MINING LIMITED	200	29.05	5,810.00	

ORICA LIMITED	660	25.34	16,724.40	
MONADELPHOUS GROUP LTD	250	19.40	4,850.00	
WOOLWORTHS LIMITED	970	28.50	27,645.00	
COCA-COLA AMATIL LIMITED	1,300	13.45	17,485.00	
CSL LIMITED	510	42.87	21,863.70	
AUST AND NZ BANKING GROUP LT	1,694	24.39	41,316.66	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,270	25.56	32,461.20	
WESTPAC BANKING CORPORATION	1,700	24.35	41,395.00	
SUNCORP GROUP LTD	2,900	9.40	27,260.00	
TELSTRA CORPORATION LIMITED	3,800	3.80	14,440.00	
オーストラリアドル 小計	21,024		325,459.06	
(邦貨換算額)			(26,713,679)	(単位：円)
香港ドル				
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	3,000	25.45	76,350.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	9,000	24.15	217,350.00	
AIA GROUP LTD	5,800	28.90	167,620.00	
CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	2,000	114.20	228,400.00	
SINO LAND CO	10,000	14.12	141,200.00	
POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	1,500	63.60	95,400.00	
香港ドル 小計	31,300		926,320.00	
(邦貨換算額)			(9,402,148)	(単位：円)
シンガポールドル				
KEPPEL CORP LTD	1,100	11.40	12,540.00	
CYCLE & CARRIAGE LTD	1,000	48.60	48,600.00	
GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	24,000	0.67	16,080.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	2,000	19.63	39,260.00	
シンガポールドル 小計	28,100		116,480.00	
(邦貨換算額)			(7,475,686)	(単位：円)
合計	341,685		601,809,331	単位：円
(外貨建有価証券邦貨換算額合計)			(601,809,331)	(単位：円)

(注)

- 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
- 米ドル表示の株式については、62銘柄、信託財産純資産総額に対する比率58.1%、合計に対する比率59.3%です。
カナダドル表示の株式については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率5.8%、合計に対する比率5.9%です。
ユーロ表示の株式については、18銘柄、信託財産純資産総額に対する比率9.7%、合計に対する比率9.9%です。
英ポンド表示の株式については、18銘柄、信託財産純資産総額に対する比率11.1%、合計に対する比率11.4%です。
スイスフラン表示の株式については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率4.6%、合計に対する比率4.6%です。
スウェーデンクローナ表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する

比率0.7%、合計に対する比率0.7%です。

ノルウェークローネ表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する

比率0.9%、合計に対する比率0.9%です。

オーストラリアドル表示の株式については、14銘柄、信託財産純資産総額に対する

比率4.3%、合計に対する比率4.4%です。

香港ドル表示の株式については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.5%、

合計に対する比率1.6%です。

シンガポールドル表示の株式については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する

比率1.2%、合計に対する比率1.2%です。

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

「国内債券マザーファンド（D号）」の状況

(1) 貸借対照表

対象年月日	(平成23年9月20日現在)	(平成24年9月19日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,396,733	20,241,623
国債証券	972,574,360	1,085,653,820
地方債証券	176,297,472	175,779,508
特殊債券	248,660,930	247,263,000
社債券	114,264,000	81,537,300
未収入金	-	65,786,960
未収利息	3,316,718	6,960,114
前払費用	21,303	681,852
流動資産合計	1,541,531,516	1,683,904,177
資産合計	1,541,531,516	1,683,904,177
負債の部		
流動負債		
未払金	-	65,277,310
未払解約金	2,007,345	-
流動負債合計	2,007,345	65,277,310
負債合計	2,007,345	65,277,310
純資産の部		
元本等		
元本	1,280,441,984	1,318,192,640
剰余金		
剰余金又は欠損金()	259,082,187	300,434,227
元本等合計	1,539,524,171	1,618,626,867
純資産合計	1,539,524,171	1,618,626,867
負債純資産合計	1,541,531,516	1,683,904,177

(注)「国内債券マザーファンド(D号)」は、毎年9月12日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年9月20日ならびに平成24年9月19日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券(売買目的有価証券)個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

(追加情報)

自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年9月20日現在)	(平成24年9月19日現在)
1. 受益権総数	平成23年9月20日現在における受益権の総数 1,280,441,984口	平成24年9月19日現在における受益権の総数 1,318,192,640口
2. 1単位当たり純資産額	1.2023円 (1万口=12,023円)	1.2279円 (1万口=12,279円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年9月22日 至 平成23年9月20日	自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券を組み入れております。	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 同左

	<p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>	<p>2) デリバティブ取引 同 左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>同 左</p>
--	--	---

3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p>	同 左
------------------	---	-----

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左
---------------------------	--	-----

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	（平成23年 9月20日現在）	（平成24年 9月19日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同 左
2．時価の算定方法	<p>（1）有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>（2）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>（3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>（1）有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券） 同 左</p> <p>（2）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左</p> <p>（3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年 9月20日現在）

平成23年 9月20日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年 9月19日現在）

平成24年 9月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日）

該当事項はありません。

（自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年 9月20日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,494,718,808円
同期中における追加設定元本額	437,088,261円
同期中における一部解約元本額	651,365,085円
平成23年 9月20日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	77,167,764円
エコ・バランス	374,750,490円
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	262,490,451円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	205,479,851円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	266,441,309円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	94,112,119円
合計	1,280,441,984円

（平成24年 9月19日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,280,441,984円
同期中における追加設定元本額	171,612,528円
同期中における一部解約元本額	133,861,872円
平成24年 9月19日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	51,184,586円
エコ・バランス	374,750,490円
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	263,654,302円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	222,092,813円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	303,487,093円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	103,023,356円
合計	1,318,192,640円

（3）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第4回利付国債（40年）	9,000,000	9,230,850	

	第289回利付国債(10年)	17,000,000	18,114,520	
	第292回利付国債(10年)	57,000,000	61,461,390	
	第295回利付国債(10年)	11,000,000	11,755,370	
	第297回利付国債(10年)	47,000,000	50,031,970	
	第303回利付国債(10年)	22,000,000	23,425,600	
	第306回利付国債(10年)	110,000,000	117,065,300	
	第310回利付国債(10年)	128,000,000	132,107,520	
	第312回利付国債(10年)	87,000,000	91,029,840	
	第315回利付国債(10年)	84,000,000	87,713,640	
	第317回利付国債(10年)	63,000,000	65,160,270	
	第319回利付国債(10年)	7,000,000	7,227,430	
	第3回利付国債(30年)	5,000,000	5,542,950	
	第16回利付国債(30年)	13,000,000	14,723,930	
	第20回利付国債(30年)	18,000,000	20,363,940	
	第27回利付国債(30年)	8,000,000	9,035,520	
	第32回利付国債(30年)	37,000,000	40,143,890	
	第34回利付国債(30年)	22,000,000	23,371,260	
	第66回利付国債(20年)	1,000,000	1,090,240	
	第67回利付国債(20年)	14,000,000	15,393,980	
	第75回利付国債(20年)	27,000,000	30,180,870	
	第84回利付国債(20年)	39,000,000	42,958,500	
	第92回利付国債(20年)	40,000,000	44,245,200	
	第97回利付国債(20年)	9,000,000	10,022,850	
	第100回利付国債(20年)	16,000,000	17,765,280	
	第104回利付国債(20年)	19,000,000	20,796,260	
	第111回利付国債(20年)	62,000,000	68,265,100	
	第128回利付国債(20年)	8,000,000	8,316,080	
	第135回利付国債(20年)	39,000,000	39,114,270	
	国債証券 小計	1,019,000,000	1,085,653,820	
地方債証券	平成17年度第2回静岡県公募公債	38,400,000	39,603,456	
	平成20年度第4回広島県公募公債	27,000,000	29,149,740	
	平成17年度第5回埼玉県公募公債	41,250,000	42,784,912	
	第49回共同発行市場公募地方債	60,000,000	64,241,400	
	地方債証券 小計	166,650,000	175,779,508	
特殊債券	第317回政府保証道路債券	18,000,000	18,049,140	
	第1回地方公営企業等金融機構債券(5年)	80,000,000	80,813,600	
	第826回政府保証公営企業債券	27,000,000	27,088,560	
	第28回国際協力銀行債券	40,000,000	40,104,400	
	第225回信金中金債(5年)	10,000,000	10,106,100	
	第7回中日本高速道路株式会社社債	30,000,000	30,378,300	
	第9回西日本高速道路株式会社社債	30,000,000	29,989,800	
	第25回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	10,000,000	10,733,100	

	特殊債券 小計	245,000,000	247,263,000	
社債券	第544回東京電力株式会社社債	10,000,000	8,638,400	
	第487回中部電力株式会社社債	10,000,000	10,086,300	
	第399回九州電力株式会社社債	40,000,000	40,680,800	
	第256回北海道電力株式会社社債	20,000,000	22,131,800	
	社債券 小計	80,000,000	81,537,300	
	合計		1,590,233,628	

「外国債券マザーファンド（A号）」の状況

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成23年9月20日現在）	（平成24年9月19日現在）
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	48,845,329	40,643,584
コール・ローン	84,753,988	74,267,223
国債証券	3,472,457,107	3,460,272,866
特殊債券	32,524,128	-
社債券	90,634,811	-
派生商品評価勘定	2,150,851	1,223,215
未収入金	96,189,721	74,099,239
未収利息	33,711,834	34,438,739
前払費用	9,828,261	5,854,112
流動資産合計	3,871,096,030	3,690,798,978
資産合計	3,871,096,030	3,690,798,978
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,756,865	706,120
未払金	135,990,690	76,002,746
未払解約金	2,137,604	1,049,554
流動負債合計	141,885,159	77,758,420
負債合計	141,885,159	77,758,420
純資産の部		
元本等		
元本	2,190,244,467	2,017,689,186
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,538,966,404	1,595,351,372
元本等合計	3,729,210,871	3,613,040,558
純資産合計	3,729,210,871	3,613,040,558
負債純資産合計	3,871,096,030	3,690,798,978

（注）「外国債券マザーファンド（A号）」は、毎年12月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）

に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年9月20日ならびに平成24年9月19日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券および社債券（売買目的有価証券）個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(追加情報)

自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年9月20日現在)	(平成24年9月19日現在)
1. 受益権総数	平成23年9月20日現在における受益権の総数 2,190,244,467口	平成24年9月19日現在における受益権の総数 2,017,689,186口
2. 1単位当たり純資産額	1.7026円 (1万口 = 17,026円)	1.7907円 (1万口 = 17,907円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年9月22日 至 平成23年9月20日	自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同左

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券および社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 同 左</p> <p>2) デリバティブ取引 同 左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左</p>
-------------------------------	--	--

3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p>	同 左
------------------	---	-----

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左
---------------------------	--	-----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成23年9月20日現在）	（平成24年9月19日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2．時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券および社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コールローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券（国債証券） 同 左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左</p> <p>(3) コールローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年9月20日現在）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	27,472,066	-	27,447,283	24,783
	ユーロ	109,547,253	-	107,512,179	2,035,074
英ポンド	11,391,404	-	11,300,410	90,994	

	買 建				
	ユーロ	90,158,829	-	88,935,099	1,223,730
	スイスフラン	22,541,125	-	21,690,000	851,125
	オーストラリアドル	36,422,010	-	34,740,000	1,682,010
	売建 合計	148,410,723	-	146,259,872	2,150,851
	買建 合計	149,121,964	-	145,365,099	3,756,865

(注)時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(平成24年9月19日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	34,233,760	-	34,584,000	350,240
	ユーロ	14,008,120	-	14,364,000	355,880
	買 建				
	メキシコペソ	34,302,650	-	35,197,000	894,350
	スイスフラン	14,082,035	-	14,410,900	328,865
	売建 合計	48,241,880	-	48,948,000	706,120
	買建 合計	48,384,685	-	49,607,900	1,223,215

(注)時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年 9月22日 至 平成23年 9月20日）

該当事項はありません。

（自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年 9月20日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	2,194,755,862円
同期中における追加設定元本額	580,826,452円
同期中における一部解約元本額	585,337,847円
平成23年 9月20日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	24,562,657円
三井住友・外国債券アクティブ	930,082,001円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	63,472,697円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	92,368,524円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	43,420,117円
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	14,060,716円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	21,647,033円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	7,763,514円
三井住友・DC外国債券アクティブ	838,612,047円
S M A M ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	109,519,050円
S M A M ・ニューセンチュリー外国債券＜適格機関投資家限定＞	12,133,213円
S M A M ・バランスファンドV A株 4 0型（適格機関投資家専用）	14,951,471円
S M A M ・バランスファンドV A株 6 0型（適格機関投資家専用）	12,088,744円

S M A M ・ バランスファンド V A 株 8 0 型 (適格機関投資家専用)

5,562,683円

合計

2,190,244,467円

(平成24年9月19日現在)

本有価証券報告書における開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額 2,190,244,467円

同期中における追加設定元本額 262,069,754円

同期中における一部解約元本額 434,625,035円

平成24年9月19日現在における元本の内訳

三井住友・ワールド・バランス・ファンド 16,566,254円

三井住友・外国債券アクティブ 639,548,740円

三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型) 69,011,917円

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型) 105,387,000円

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型) 47,926,058円

三井住友・DCバランスファンド(安定型) 16,870,342円

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型) 24,080,195円

三井住友・DCバランスファンド(成長型) 9,525,464円

三井住友・DC外国債券アクティブ 931,740,643円

S M A M ・ ニューセンチュリーバランス標準型<適格機関投資家限定> 118,802,478円

S M A M ・ ニューセンチュリー外国債券<適格機関投資家限定> 6,797,233円

S M A M ・ バランスファンド V A 株 4 0 型 (適格機関投資家専用) 13,404,935円

S M A M ・ バランスファンド V A 株 6 0 型 (適格機関投資家専用) 12,099,525円

S M A M ・ バランスファンド V A 株 8 0 型 (適格機関投資家専用) 5,928,402円

合計 2,017,689,186円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル			
	US T 0.125% 13/08/31	1,640,000.00	1,638,846.88	
	US T 1% 16/09/30	1,010,000.00	1,028,858.59	
	US T 2.125% 21/08/15	2,100,000.00	2,190,234.37	
	US T 2.375% 14/08/31	760,000.00	791,053.12	
	US T 2.5% 15/03/31	3,290,000.00	3,472,749.23	
	US T 3.125% 19/05/15	460,000.00	520,159.37	
	US T 3.25% 16/06/30	2,770,000.00	3,056,521.87	

	US T 3.625% 21/02/15	110,000.00	128,691.40	
	US T 3.75% 18/11/15	830,000.00	967,792.96	
	US T 3.75% 41/08/15	1,220,000.00	1,410,815.62	
	US T 4.25% 17/11/15	1,680,000.00	1,976,362.50	
	US T 4.375% 38/02/15	530,000.00	677,282.03	
	US T 4.5% 36/02/15	70,000.00	90,814.06	
	US T 6.125% 27/11/15	360,000.00	531,056.25	
	米ドル 小計	16,830,000.00	18,481,238.25	
	(邦貨換算額)		(1,453,734,200)	(単位:円)
	カナダドル			
	CAN 4% 17/06/01	750,000.00	837,637.50	
	CAN 9% 25/06/01	280,000.00	493,998.40	
	カナダドル 小計	1,030,000.00	1,331,635.90	
	(邦貨換算額)		(107,383,118)	(単位:円)
	メキシコペソ			
	MEX BONOS 8% 200611	4,600,000.00	5,407,070.00	
	メキシコペソ 小計	4,600,000.00	5,407,070.00	
	(邦貨換算額)		(33,307,551)	(単位:円)
	ユーロ			
	BGB 3.75% 20/09/28	490,000.00	544,537.00	
	BGB 5.5% 17/09/28	260,000.00	312,436.80	
	BTPS 3.75% 16/04/15	650,000.00	663,520.00	
	BTPS 4.25 13/08/01	1,120,000.00	1,144,449.60	
	BTPS 4.25% 14/08/01	1,330,000.00	1,376,855.90	
	BTPS 4.5% 18/08/01	60,000.00	61,308.00	
	BTPS 4.5% 20/02/01	350,000.00	350,332.50	
	BTPS 4.5% 26/03/01	500,000.00	461,940.00	
	BTPS 5% 34/08/01	440,000.00	401,420.80	
	BTPS 5.25% 29/11/01	280,000.00	272,020.00	
	DBR 1.75% 220704	730,000.00	739,380.50	
	DBR 3.25% 20/01/04	1,480,000.00	1,698,078.00	
	DBR 4.75% 34/07/04	590,000.00	828,377.70	
	FRANCE 3.75% 17/04/25	1,450,000.00	1,635,281.00	
	FRTR 2.5% 20/10/25	280,000.00	291,942.00	
	FRTR 4% 38/10/25	680,000.00	774,132.40	
	FRTR 4.25% 18/10/25	170,000.00	198,495.40	
	FRTR 5.5% 29/04/25	420,000.00	559,461.00	
	SPGB 4.25% 16/10/31	740,000.00	728,108.20	
	SPGB 4.4% 15/01/31	380,000.00	388,523.40	
	SPGB 5.5% 17/07/30	300,000.00	307,839.00	
	SPGB 6% 29/01/31	50,000.00	47,629.00	
	ユーロ 小計	12,750,000.00	13,786,068.20	

	(邦貨換算額)		(1,414,450,597)	(単位:円)
	英ポンド			
	UKT 4.25% 36/03/07	590,000.00	717,646.50	
	UKT 4.5% 19/03/07	190,000.00	230,498.50	
	UKT 5% 14/09/07	170,000.00	185,759.00	
	UKT 5% 18/03/07	200,000.00	243,600.00	
	UKT 6.0% 281207	290,000.00	429,646.60	
	UKT 8% 21/06/07	260,000.00	397,433.40	
	英ポンド 小計	1,700,000.00	2,204,584.00	
	(邦貨換算額)		(281,525,376)	(単位:円)
	スウェーデンクローナ			
	SGB 4.25% 19/03/12	1,650,000.00	1,953,006.00	
	スウェーデンクローナ 小計	1,650,000.00	1,953,006.00	
	(邦貨換算額)		(23,436,072)	(単位:円)
	ノルウェークローネ			
	NORWAY GOV 5% 150515	800,000.00	872,800.00	
	ノルウェークローネ 小計	800,000.00	872,800.00	
	(邦貨換算額)		(12,009,728)	(単位:円)
	デンマーククローネ			
	DGB 4% 15/11/15	1,900,000.00	2,127,867.00	
	デンマーククローネ 小計	1,900,000.00	2,127,867.00	
	(邦貨換算額)		(29,279,449)	(単位:円)
	ポーランドズロチ			
	POLGB 5.25% 17/10/25	860,000.00	893,368.00	
	ポーランドズロチ 小計	860,000.00	893,368.00	
	(邦貨換算額)		(22,280,597)	(単位:円)
	オーストラリアドル			
	ACGB 5.25% 19/03/15	520,000.00	590,268.12	
	オーストラリアドル 小計	520,000.00	590,268.12	
	(邦貨換算額)		(48,449,207)	(単位:円)
	シンガポールドル			
	SIGB 3.25% 20/09/01	300,000.00	345,573.60	
	SIGB 3.625 140701	180,000.00	190,683.36	
	シンガポールドル 小計	480,000.00	536,256.96	
	(邦貨換算額)		(34,416,971)	(単位:円)
	合計		3,460,272,866	単位:円
	(外貨建有価証券邦貨換算額合計)		(3,460,272,866)	(単位:円)

(注)

1. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の債券については、14銘柄、信託財産純資産総額に対する比率40.2%、合計に対する比率42.0%です。
カナダドル表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率3.0%、合計に対する比率3.1%です。
メキシコペソ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.9%、合計に対する比率1.0%です。
ユーロ表示の債券については、22銘柄、信託財産純資産総額に対する比率39.1%、合計に対する比率40.9%です。
英ポンド表示の債券については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率7.8%、合計に対する比率8.1%です。
スウェーデンクローナ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.6%、合計に対する比率0.7%です。
ノルウェークローネ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.3%、合計に対する比率0.3%です。
デンマークローネ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.8%、合計に対する比率0.8%です。
ポーランドズロチ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.6%、合計に対する比率0.6%です。
オーストラリアドル表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.3%、合計に対する比率1.4%です。
シンガポールドル表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.0%、合計に対する比率1.0%です。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記）」に同様の内容が記載されているため、省略しておりません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成24年10月31日現在
資産総額	183,698,004 円
負債総額	353,876 円
純資産総額（ - ）	183,344,128 円
発行済口数	234,532,607 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7817 円
（ 1万口当たり純資産額	7,817 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成24年10月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとし、

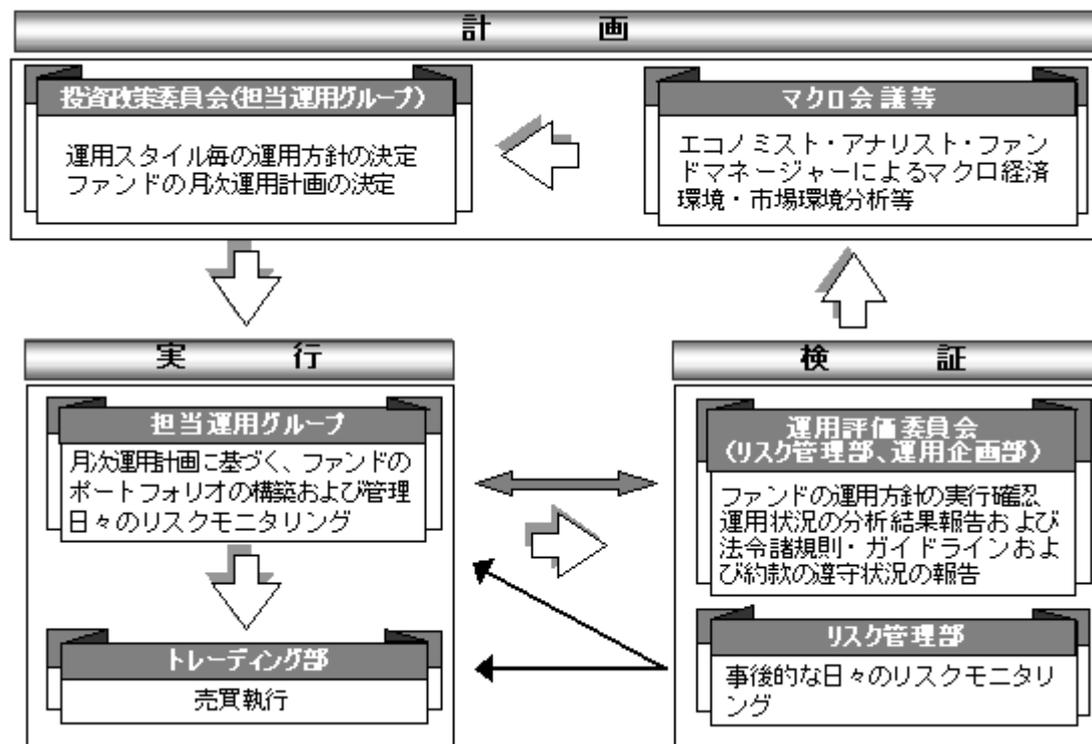
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年10月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	25 (3)	35,415 (13,470)
	追加型	318 (137)	4,576,525 (3,031,363)
	計	343 (140)	4,611,940 (3,044,833)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		343 (140)	4,611,940 (3,044,833)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第27期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 26 期 (平成23年3月31日)	第 27 期 (平成24年3月31日)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	2	17,127,600	15,970,870
有価証券		3,999,722	3,999,305
前払費用		264,910	259,411
未収入金		607,623	32,426
未収委託者報酬		3,712,698	3,392,765
未収運用受託報酬		326,523	305,910
未収投資助言報酬	2	412,606	452,618
未収収益		27,051	14,092
繰延税金資産		241,975	155,946
その他の流動資産		1,299	9,011
流動資産計		26,722,012	24,592,358
固定資産			
有形固定資産			
有形固定資産	1		
建物		148,698	130,525
器具備品		232,209	201,264
有形固定資産合計		380,907	331,789
無形固定資産			
無形固定資産	1		
ソフトウェア		-	241,251
ソフトウェア仮勘定		-	32,852
電話加入権		138	126
商標権		4,216	2,271
無形固定資産合計		4,354	276,502
投資その他の資産			
投資有価証券		4,980,828	6,720,330
関係会社株式		234,921	234,921
長期差入保証金		681,432	681,196
長期前払費用		10,561	16,958
会員権		20,113	9,480
繰延税金資産		606,449	589,332
投資その他の資産合計		6,534,307	8,252,219
固定資産計		6,919,569	8,860,511
資産合計		33,641,581	33,452,870

	第 26 期 (平成23年3月31日)	第 27 期 (平成24年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	47,190	47,840
未払金		
未払収益分配金	681	403
未払償還金	21,638	106,771
未払手数料	2 1,971,626	1,893,658
その他未払金	64,551	86,141
未払費用	824,240	930,998
未払消費税等	126,666	35,683
未払法人税等	1,004,164	264,114
賞与引当金	327,914	279,981
その他の流動負債	-	10
流動負債計	4,388,674	3,645,603
固定負債		
退職給付引当金	1,310,821	1,489,315
固定負債計	1,310,821	1,489,315
負債合計	5,699,496	5,134,919
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計	17,202,602	17,612,639
株主資本計	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110,498	76,327
評価・換算差額等計	110,498	76,327
純資産合計	27,942,085	28,317,951
負債・純資産合計	33,641,581	33,452,870

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 26 期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第 27 期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	27,350,519	25,467,198
運用受託報酬	2,113,027	2,001,039
投資助言報酬	1,828,087	1,743,437
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	35,635	31,647
サービス支援手数料	234,885	99,134
その他	26,930	48,776
営業収益計	31,594,086	29,396,234
営業費用		
支払手数料	14,161,927	13,259,090
広告宣伝費	482,728	475,028
公告費	4,634	4,092
調査費		
調査費	537,254	503,839
委託調査費	2,115,042	2,285,064
営業雑経費		
通信費	34,433	35,155
印刷費	266,803	199,733
協会費	23,235	28,233
諸会費	11,346	12,025
情報機器関連費	2,066,205	1,855,475
販売促進費	27,670	28,021
その他	79,571	123,714
営業費用計	19,810,852	18,809,475
一般管理費		
給料		
役員報酬	155,867	154,738
給料・手当	4,342,937	4,427,312
賞与	983,434	937,970
賞与引当金繰入額	327,914	279,981
交際費	21,460	20,938
寄付金	31	10,026
事務委託費	220,738	245,311
旅費交通費	219,278	230,691
租税公課	87,674	80,136
不動産賃借料	677,468	683,098
退職給付費用	199,545	205,957
固定資産減価償却費	100,356	170,410
諸経費	250,817	268,760
一般管理費計	7,587,526	7,715,334

営業利益		4,195,707	2,871,423
営業外収益			
受取配当金		34,115	29,042
有価証券利息		3,603	3,731
受取利息	1	7,877	5,916
為替差益		4,753	-
時効成立分配金・償還金		3,076	3,563
原稿・講演料		3,485	2,745
還付加算金		1,645	-
雑収入		7,033	5,096
営業外収益計		65,590	50,095
営業外費用			
為替差損		-	15,834
時効成立後支払分配金・償還金		659	-
営業外費用計		659	15,834
経常利益		4,260,638	2,905,684
特別利益			
投資有価証券償還益		7	-
投資有価証券売却益		71,400	13,806
受取和解金		-	108,451
特別利益計		71,407	122,258
特別損失			
固定資産除却損	2	17,318	12,873
投資有価証券償還損		2,679	3,180
投資有価証券評価損		-	301
投資有価証券売却損		20,822	6,578
関係会社株式評価損		1,256	-
ゴルフ会員権評価損		-	10,633
特別損失計		42,077	33,566
税引前当期純利益		4,289,968	2,994,376
法人税、住民税及び事業税		1,852,053	1,195,768
法人税等調整額		93,549	136,130
法人税等合計		1,758,503	1,331,898
当期純利益		2,531,465	1,662,477

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 26 期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	第 27 期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
当期首残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,172,932	15,381,398
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計		
当期首残高	15,994,137	17,202,602
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	17,202,602	17,612,639
株主資本合計		
当期首残高	26,623,121	27,831,586
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477

当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	27,941	34,170
当期末残高	110,498	76,327
評価・換算差額合計		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	27,941	34,170
当期末残高	110,498	76,327
純資産合計		
当期首残高	26,705,677	27,942,085
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	1,236,407	375,866
当期末残高	27,942,085	28,317,951

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 191,415千円</p> <p>器具備品 774,482千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 95千円</p> <p>商標権 15,226千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 210,710千円</p> <p>器具備品 624,552千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 127,910千円</p> <p>電話加入権 107千円</p> <p>商標権 17,170千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 11,201,422千円</p> <p>未収投資助言報酬 293,061千円</p> <p>未払手数料 469,104千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 10,360,214千円</p> <p>未収投資助言報酬 283,244千円</p> <p>未払手数料 436,830千円</p>
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>
<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。</p>	<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額56,653千円の支払保証を行っております。</p>

(損益計算書関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1 関係会社との取引に係るもの</p> <p>受取利息 3,867千円</p>	<p>1 関係会社との取引に係るもの</p> <p>受取利息 2,455千円</p>
<p>2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円であります。</p>	<p>2 固定資産除却損は、器具備品12,873千円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年6月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成24年6月25日開催の第27回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(リース取引関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 1年超 958,593 合計 1,631,293	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,641 1年超 286,301 合計 958,942

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	-
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	-
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	-
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	122
その他有価証券	4,932,087	4,932,087	-
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	-
資産計	31,192,671	31,192,549	122
(1)未払金			
未払手数料	1,971,626	1,971,626	-
負債計	1,971,626	1,971,626	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	-	-	-
未収委託者報酬	3,712,698	-	-	-
未収運用受託報酬	326,523	-	-	-
未収投資助言報酬	412,606	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,841	667,590	-	-
合計	25,593,271	667,590	-	-

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,970,870	15,970,870	-
(2)未収委託者報酬	3,392,765	3,392,765	-
(3)未収運用受託報酬	305,910	305,910	-
(4)未収投資助言報酬	452,618	452,618	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,305	3,999,200	105
その他有価証券	6,671,589	6,671,589	-
(6)長期差入保証金	681,196	681,196	-
資産計	31,474,256	31,474,150	105
(1)未払金			
未払手数料	1,893,658	1,893,658	-
負債計	1,893,658	1,893,658	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,970,870	-	-	-
未収委託者報酬	3,392,765	-	-	-
未収運用受託報酬	305,910	-	-	-
未収投資助言報酬	452,618	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,877	667,318	-	-
合計	24,136,043	667,318	-	-

(有価証券関係)

第26期(平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	122
小計	3,999,722	3,999,600	122
合計	3,999,722	3,999,600	122

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	65,476
小計	1,884,692	1,950,168	65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,845,387	71,400	20,822

第27期(平成24年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,305	3,999,200	105
小計	3,999,305	3,999,200	105
合計	3,999,305	3,999,200	105

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,635,097	4,387,713	247,384
小計	4,635,097	4,387,713	247,384
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,036,491	2,170,148	133,657
小計	2,036,491	2,170,148	133,657
合計	6,671,589	6,557,862	113,727

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、301千円です。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,012,727	13,806	6,578

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>																				
<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,310,821</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,310,821</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,310,821	退職給付引当金	1,310,821	<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,489,315</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,489,315</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,489,315	退職給付引当金	1,489,315												
退職給付債務	1,310,821																				
退職給付引当金	1,310,821																				
退職給付債務	1,489,315																				
退職給付引当金	1,489,315																				
<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">160,751</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">17,066</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,439</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15,287</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">199,545</td> </tr> </table> <p>(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	15,287	退職給付費用	199,545	<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">167,222</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,662</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">5,053</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">14,018</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">205,957</td> </tr> </table> <p>(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	167,222	利息費用	19,662	数理計算上の差異の費用処理額	5,053	その他	14,018	退職給付費用	205,957
勤務費用	160,751																				
利息費用	17,066																				
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																				
その他	15,287																				
退職給付費用	199,545																				
勤務費用	167,222																				
利息費用	19,662																				
数理計算上の差異の費用処理額	5,053																				
その他	14,018																				
退職給付費用	205,957																				
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p>	割引率	1.5%	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p>	割引率	1.5%																
割引率	1.5%																				
割引率	1.5%																				

(税効果会計関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
133,428	106,421
未払社会保険料	未払社会保険料
14,807	12,691
未払事業税	未払事業税
83,126	27,381
未払事業所税	未払事業所税
6,378	5,808
その他	その他
4,235	3,644
繰延税金資産計	繰延税金資産計
241,975	155,946
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
241,975	155,946
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
241,975	155,946
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金	退職給付引当金
533,373	530,792
ソフトウェア償却	ソフトウェア償却
141,119	95,129
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
71,023	61,204
特定外国子会社留保金額	特定外国子会社留保金額
247,489	222,604
その他	その他
4,925	7,328
繰延税金資産計	繰延税金資産計
997,931	917,059
評価性引当額	評価性引当額
321,097	290,326
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
676,833	626,732
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
70,383	37,399
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
70,383	37,399
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
606,449	589,332
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	(%)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	法定実効税率
	40.6
	(調整)
	評価性引当額の増減
	1.0
	交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.3
	住民税均等割等
	0.2
	外国税額控除
	0.5
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正
	4.5
	その他
	0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	44.4

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が88,362千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が93,662千円、その他有価証券評価差額金が5,299千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第26期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第27期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	25,467,198	2,001,039	1,743,437	184,558	29,396,234

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者情報)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,130,782	未収投資助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーポリアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1.親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	220,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接 40	当社の 主要顧客	投資助言 報酬	1,082,284	未収投資 助言報酬	283,244
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,294,733	未払手数料	345,061

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の 販売委託	委託販売 手数料	1,765,986	未払手数料	264,970

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭	1株当たり純資産額 1,605,326円06銭 1株当たり当期純利益 94,244円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 28,317,951千円 普通株式に係る純資産額 28,317,951千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,662,477千円 普通株式に係る当期純利益 1,662,477千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成24年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	

資本金の額は、平成24年3月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態、申込みにかかる事項、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
2. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
3. 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
4. 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
6. 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
7. 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月13日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ワールド・バランス・ファンドの平成23年9月21日から平成24年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ワールド・バランス・ファンドの平成24年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。